

オンライン資格確認等システムによる特定健康診査情報の提供について

新潟県農業団体健康保険組合では、オンライン資格確認等システムを導入しています。

- 「オンライン資格確認等システム」とは、政府が医療保険制度の効率的な運営を図るために推進しているものです。このシステムの加入者のメリットは、マイナンバーカードを用いて、特定健診情報等、薬剤情報、医療費通知情報を閲覧できることです。
- システムの機能の1つには、当組合に加入する前に加入していた保険者（以下「旧保険者」）において、法律^{*1}に基づいて実施された特定健康診査（以下「特定健診」）の情報^{*2}を、当組合に提供することが可能となっています。
- オンライン資格確認等システムを用いて当組合が旧保険者から特定健診情報等の提供を受けることにあたっては、法律と運用に関する省令^{*3}において、加入者^{*4}の同意を得ることは不要とされています。
- 一方で、関連通知^{*5}により、加入者が、旧保険者で実施された特定健診の情報を、オンライン資格確認等システムによって現保険者に提供することを希望しない場合には、加入者より現保険者に対してその旨の申し出をすることができ、その場合は、現保険者は旧保険者に対し、当該加入者に係る特定健診等に関する記録の写しの提供を求めないよう通知されています。そのため、加入者から申し出があった場合、当組合は、旧保険者に対して特定健診情報の提供を依頼しません。

- *1 「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号 以下「高確法」）第20条
- *2 生活習慣病の予防や早期発見・改善を目的に、医療保険者が40歳以上（74歳以下）の加入者に対して実施する健康診査の結果情報
- *3 「高確法」第27条第1項及び第3項並びに「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号）第13条第1項
- *4 当組合にあっては加入者、旧保険者にあっては加入していた者
- *5 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（令和3年2月5日付け保発0205第1号厚生労働省保険局長通知）

提供されない具体的な情報項目について

特定健診情報	特定健診受診年月日 特定健診情報 (身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等)
--------	--

不同意による効果

申請により、当組合はオンライン資格確認等システム上に設定を行い、加入者が過去に加入していた全ての保険者が保有する特定健診情報を当組合では閲覧できないようにします。

本申請によりその全てが旧保険者から当組合に提供されません。

留意事項について

今後、当組合から別の保険者へ異動した場合、異動後の保険者において加入者が過去に加入していた保険者の保有する特定健診情報を閲覧できないようにするためには異動後の保険者においてシステム上の設定が再度必要なため、異動先の保険者に対して不同意に係る申請書を再度提出する必要があります。

オンライン資格確認等システムによる
保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書

私は、新潟県農業団体健康保険組合が、オンライン資格確認等システムにより、当該組合に加入する前に加入していた保険者に対し、特定健診情報の取得の作業を行うことに同意しません。

記入日 年 月 日

新潟県農業団体健康保険組合 理事長 様

(加入者情報)

被保険者証の記号		被保険者証の番号	
フリガナ			
氏名			

(代理人が記入の場合)

代理人氏名			
続柄			